

パナソニックグループOB

団体 ゴルファー保険2026

団体総合生活補償保険



重要

- セット内容の見直しにより、保険金額・保険料が変更となっております。自動継続の場合も必ずパンフレットをご確認ください
- セルフプレー中の「ホールインワン・アルバトロス費用補償の保険金お支払い要件」について、ご希望にそっているか今一度ご確認ください。

(注)この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。
年1回の募集のため、原則中途加入・中途脱退(解約)はお取り扱いできません。

お申込み締切日

2026年7月15日(水)

この保険は「自動継続方式」となります。

「自動継続」の取扱いについては、パンフレット3ページをご参照ください。

保険期間 2026年10月1日(木) 午前0時 ~ 2027年10月1日(金) 午後4時

翌年度も引き続きご加入の場合、本年度の加入内容の適用は2027年9月30日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年度の加入内容の適用となります。

パナソニックホールディングス株式会社

取扱代理店 パナソニック保険サービス株式会社

ホールインワン・アルバトロス費用保険金請求時の注意点

ホールインワン・アルバトロス費用補償について
原則、セルフプレー時は保険金支払いの対象外です。
詳細および例外として保険金をお支払いする場合の要件につきましては、
パンフレット6・8・9ページをご確認ください。



セット内容見直し

- **ゴルファー傷害補償保険金額の改定**
傷害死亡・後遺障害保険金額は50万円単位、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額は1,000円単位となるよう変更いたしました。
- **保険料の改定**
ゴルファー傷害補償保険金額の改定により、各コース最大50円の値下げから120円の値上げとなります。

目 次

● 団体ゴルファー保険の基本補償	2ページ
● 各種コース一覧	3ページ
● 団体ゴルファー保険について(申込人・被保険者・保険料の払込等)	3ページ
● 団体ゴルファー保険のお手続き方法	4ページ
● 「加入申込票」の記入方法(対象の方のみ)	5ページ
● 団体ゴルファー保険のよくあるご質問	6ページ
● 補償内容(「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」等)	7ページ～
● 重要事項のご説明(「契約概要」、「注意喚起情報」等)	10ページ～
● 団体ゴルファー保険 事故報告用紙	15ページ
● ホールインワン・アルバトロス達成報告書・証明書	16ページ
● ※印の用語のご説明	17ページ
● 個人情報の取扱いについて	18ページ
● 保険金請求に関するお問い合わせ	裏表紙

■ 団体ゴルファー保険の基本補償

ホールインワン・アルバトロス費用補償

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用))
(注)D(補償限定)コースは補償対象外です。

日本国内
のみの補償



ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

具体例

- 達成のお祝いを記念して贈呈用のタオルを購入した。
- 友人や知人を招いて祝賀会を開催した。

セルフプレー時は原則補償対象外です (キャディ同伴が原則です)

ご注意

ホールインワン・アルバトロス費用補償のお支払い条件はパンフレット8～9ページをご参照ください。海外で達成したホールインワン・アルバトロスは、お支払いの対象となりません。

ゴルフ用品補償 (ゴルフ用品補償特約)

海外でも補償



ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品を盗まれたとき、ゴルフクラブを破損・曲損したとき

具体例

- ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。

ご注意

盗難事故が発生した場合、必ず警察に届けてください。ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失はお支払いの対象となりません。

ゴルファー傷害補償 (ゴルファー傷害補償特約)

海外でも補償



ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内で、ゴルフプレー中やゴルフ練習中などの事故によりご自身がケガをされたとき

具体例

- ゴルフプレー中、くぼみに足をとられて転倒しケガをした。

お知らせ

ゴルフプレーや練習時のケガで手術を受けた場合は、傷害手術保険金をお支払いします。

ゴルファー賠償責任補償 (ゴルファー賠償責任保険特約)

海外でも補償



ゴルフプレー中やゴルフ練習中に他人に損害を与えたとき

具体例

- ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ゴルフカート運転中に、あやまって他人にぶつかってケガをさせた。
- ゴルフカートを運転中に木にぶつかりゴルフカートを破損させた。

ご注意

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は日本国内の事故のみ対象です。

※パンフレットに使われている用語については「※印の用語のご説明」(パンフレット17ページ)をご参照ください。

団体割引

30%

■ 各種コース一覧

保険料のお支払いは年に一度です。

■この保険は自動継続方式です。

コース		A	B	C	G	M	L	D
補償項目		スタートコース (初心者向け)	ベターコース	スタンダードコース	グレートコース	マスターコース	リーダーコース	補償限定コース
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額 ※セルフプレー時は原則対象外		30万円	40万円	50万円	75万円	100万円	20万円	—
ゴルフ用品保険金額		10万円	15万円	20万円	20万円	25万円	20万円	25万円
ゴルファー 傷害補償	傷害死亡・後遺障害 保険金額	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円	300万円	250万円
	傷害入院保険金日額	3,000円/1日	5,000円/1日	6,000円/1日	8,000円/1日	10,000円/1日	4,000円/1日	4,000円/1日
	傷害通院保険金日額	2,000円/1日	3,000円/1日	4,000円/1日	5,000円/1日	7,000円/1日	3,000円/1日	3,000円/1日
ゴルファー賠償責任保険金額		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
保 険 料 (年払)		4,410円	5,960円	7,480円	10,250円	13,520円	4,210円	2,490円

- 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合に傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合に傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- ホールインワン・アルバトロス費用を補償しないD(補償限定)コースもご用意しています。
- 料率改定等があった場合には補償内容等を変更させていただくことがあります。
- パナソニックグループ団体ゴルファー保険制度は、一年間の団体契約として運営しておりますので、原則、中途脱退(解約)はできません。
- 団体割引率は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

■ 団体ゴルファー保険について

お申込人となれる方と被保険者となれる方について

- お申込人となれる方は、下記のいずれかにあてはまるパナソニックグループOB本人に限ります。
(OB会へのご入会の有無は問いません。場合によってはご加入いただけない場合がございます。)
- パナソニックグループ*をご退職された方
- 保険契約者が加入対象と認める方(資本関係等が変更となった団体に在籍の方を含む)
- ※パナソニックグループとは、パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社をいいます。
- この制度で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、パナソニックグループOB本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およびパナソニックグループOB本人と同居している親族)です。
- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

	配 偶 者	本人および配偶者 の子・子の配偶者	本人および 配偶者の親	本人および配偶者 の兄弟姉妹	左記以外の親族
パナソニックグループ OB本人と同居	○	○	○	○	○
パナソニックグループ OB本人と別居	○	○	○	○	×

○ 加入可 × 加入不可

保険料の払込について

- 保険料は10月27日にご指定の口座より引落としさせていただきます。(金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)
- 通帳への表示をもって領収証と代えさせていただきます。
個別に領収証の発行はいたしかねますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

加入者証について

- 9月末頃、ご契約の住所に送付いたします。
(保険料の払込に関するご案内レター『加入者証送付のご案内』の同封はなくなりました。)

継続のご案内について

- 翌年度以降のご加入につきましては、毎年7月初旬に継続のご案内をいたします。

<自動継続方式について>

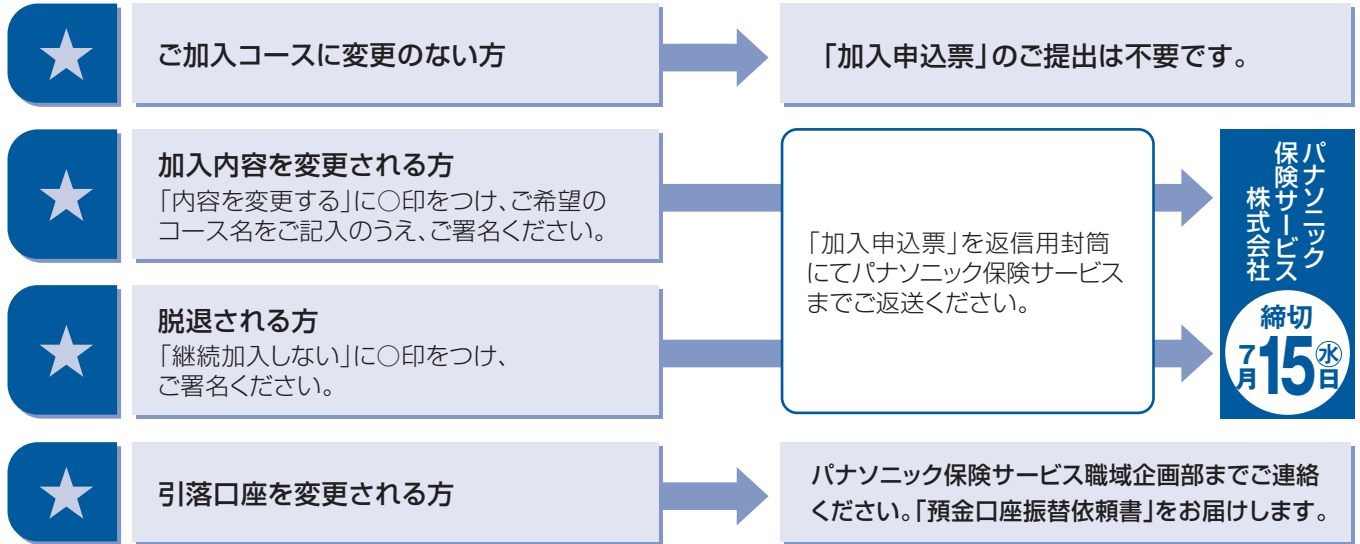
現在ご加入の場合で、今回の募集期間中にご加入内容の変更や継続停止の申込みがないときは、現在の加入内容に応じたコースで自動継続となります。

■ 団体ゴルファー保険のお手続き方法

① 前年度よりご加入の方

現在のご加入内容を記載した「加入申込票」をお届けします。

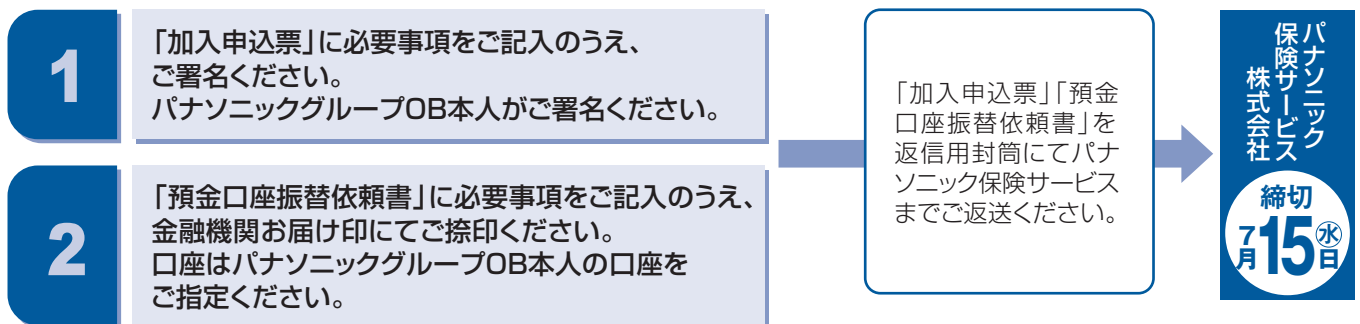
「加入申込票」の記入方法につきましては5ページをご参照ください。



② 新規ご加入の方

「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」をお届けします。

「加入申込票」の記入方法につきましてはパンフレット5ページをご参照ください。



③ 前年度に退職された方 (本年度は自動継続とはなりません。)

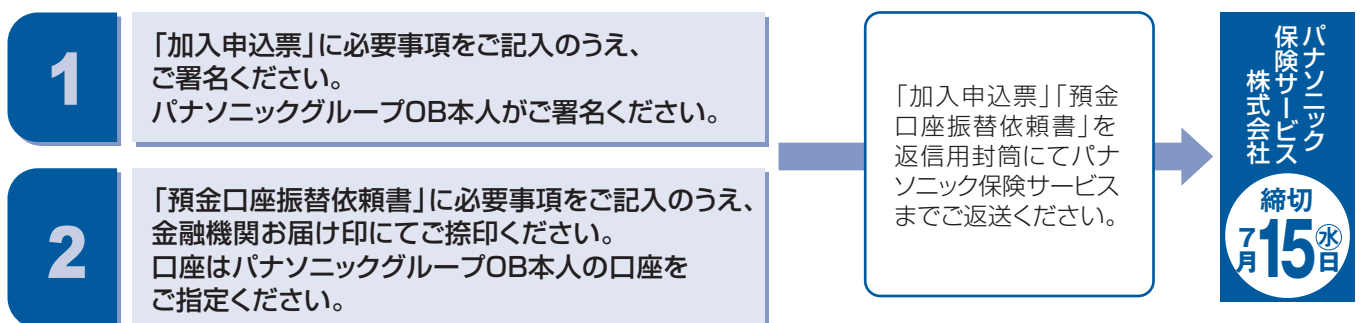
現在のご加入内容を記載した「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」をお届けします。

本年度は自動継続とはなりません。

退職に伴いパナソニックグループOB用のOB団体ゴルファー保険へ切替手続きが必要となるため、「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」を必ずご返送ください。

(ご継続されない場合も、手続き区分「継続加入しない」に○印をつけ「加入申込票」のご返送をお願いいたします。)

「加入申込票」の記入方法につきましてはパンフレット5ページをご参照ください。



「加入申込票」の記入方法

●本年度も自動継続方式です。(前年度よりOB団体ゴルファー保険にご加入の場合のみ)

「加入申込票」の印字内容に変更がない場合は、「加入申込票」のご提出は不要です。

●お申込人となる方は、パナソニックグループOB本人に限ります。

(詳細はパンフレット3ページのお申込人となる方についてをご参照ください。)

被保険者がパナソニックグループOB本人以外の場合でも申込人氏名の欄にパナソニックグループOB本人がご署名ください。

●「住所欄」は、「郵便番号」と「漢字欄」「カタカナ欄」ともご記入ください。

★消せるボールペンや鉛筆でご記入の場合はお手続きできません。必ずボールペンでご記入ください。

★「加入申込票」を提出される場合は「お客さま控」(3枚目)を残し、他のすべての「加入申込票」をご提出ください。

「お客さま控」は「加入者証」が届くまで保管ください。

★加入者証は9月末頃に発送予定です。

★「加入申込票」は2026年3月時点の情報で作成しています。

1

申込人となる方(パナソニックグループOB本人)の住所を漢字とカタカナでご記入ください。住所変更の場合は、旧住所を二重線で消して、余白部分に新住所をご記入ください。

2

パンフレットの「ご加入内容確認事項」を必ずご一読のうえ、申込人となる方(パナソニックグループOB本人)がお名前をフルネーム(漢字)でご署名ください。

3

加入申込日をご記入ください。

4

PIN(MAN)ナンバー(パナソニックグループ在籍時のGlobal ID(社員番号))、電話番号をご記入ください。

6

被保険者欄住所のご記入は不要です。

●氏名
被保険者となる方のお名前をカタカナでご記入ください。漢字のご記入は不要です。

●団体との関係
被保険者と申込人との関係を、数字でご記入ください。

パナソニックグループOB本人の場合
「1」
配偶者の場合
「2」
子どもの場合
「3」
など

8

他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は「あり」に○をしてください。必ず裏面にご記入ください。

5

新規に加入する
内容を変更する
継続加入しない

5

手続区分
「新規に加入する」
「内容を変更する」
「継続加入しない」
のいずれかに○をしてください。

<例1>
被保険者1名継続、1名脱退する場合、
「内容を変更する」に○をしてください。

<例2>
全員脱退される場合のみ、
「継続加入しない」に○をしてください。

7

●新規加入の場合
「今回加入コース」にご希望コースをご記入ください。

●加入コースの変更の場合
「前回加入コース」に印字されているコース名を二重線で消して、「今回加入コース」にご希望コースをご記入ください。

●脱退の場合
「前回加入コース」に印字されているコース名を二重線で消して、「継続加入しない」の「K」に○をしてください。

8

他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は「あり」に○をしてください。

9

加入される方全員の年間保険料の合計をご記入ください。

The image shows a multi-page application form for Panasonic Golfers Insurance. It is divided into two main steps: STEP 1 (Personal Information and Insurance Details) and STEP 2 (Confirmation of Application Content).
 - **STEP 1:** Includes fields for insurance period (from 2024.10.01 to 2024.10.31), address (postal code, kanji, katakana), PIN/MAN number, phone number, and birth date. It also has a section for selecting the insurance plan (New, Change, or Continue) and a table for listing insured members with their names, birth dates, and relationship to the applicant.
 - **STEP 2:** A confirmation table for the insured members, including their names, birth dates, and relationship codes. Below this is a section for other insurance contracts and a final payment section for the annual premium.
 Numbered callouts (1-9) provide specific instructions for each field, such as how to handle address changes, how to select the insurance plan, and how to list family members.

■ 団体ゴルファー保険のよくあるご質問

Q1 セルフプレー^(※1)時のホールインワン・アルバトロスは支払いの対象となりますか？

A1 いいえ。原則として、セルフプレー中に達成したホールインワン・アルバトロスは保険金支払いの対象になりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は【保険金をお支払いする場合】(パンフレット8～9)をご参照ください。

- ① 同伴競技者^(※2)と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等(第一打目からカップインまでのボールの行方を中断なく連続して記録しているもの)の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

〈同伴競技者以外の第三者〉

ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー^(※3)、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など

(※1) セルフプレーとはキャディを同伴しないでラウンドするプレーをいいます。

(※2) 「同伴競技者」とは、被保険者と同じパーティのプレイヤーをいいます。

(※3) 先行・後続のプレイヤーが被保険者の知人等であったとしても、それらのプレイヤーは同伴競技者以外の「第三者」となります。

Q2 海外で達成したホールインワン・アルバトロスは支払いの対象となりますか？

A2 いいえ。海外で達成したホールインワン・アルバトロスは保険金支払いの対象になりません。

日本国内において達成したホールインワンまたはアルバトロスが保険金支払いの対象です。

Q3 ホールインワン・アルバトロス記念に同伴競技者等へ贈呈する記念品として既製品のプリペイドカードを購入しましたが、支払いの対象となりますか？

A3 いいえ。原則として、既製品のプリペイドカードの購入費用は保険金支払いの対象になりません。

ただし、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特別に作成したオリジナルのプリペイドカードを購入する費用は、贈呈用記念品購入費用とみなし、保険金をお支払いします。作成される場合は事前に引受保険会社へご相談ください。

Q4 ゴルフ用品で補償の対象となる範囲はどのようになっていますか？

A4 ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品^(※)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損が起きた場合に、保険金をお支払いします。

ゴルフ用品^(※)

被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類です。ただし、ゴルフ用に設計されたものであっても、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

(注1) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。

(注2) 盗難の場合、警察およびゴルフ場(またはゴルフ練習場)への盗難届けが必要となります。

(注3) ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得る汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害に対しては保険金をお支払いしません。

補償内容

■契約内容のご照会について

契約内容のご照会につきましてはパナソニック保険サービスまでお問い合わせください。

- パンフレット3ページ記載の各コースのうち保険金額に記載がある場合に限り、補償の対象となります。
- 下表以外にもお支払いしない場合があります。詳しくはパナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

1.保険金をお支払いする場合 ※印を付した用語については、パンフレット17ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
ゴルフアー 賠償責任保険金 ★ゴルフアー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(*) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。	$\begin{aligned} & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ & + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ & - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより} \\ & \text{代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額* (0円)} \end{aligned}$ <p>(注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
傷害死亡保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 <p>(注1)傷害死亡保険金受取人(被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
傷害後遺障害 保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\%~100\%)}$ <p>(注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
傷害入院保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ <p>(注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
傷害手術保険金 ★ゴルフアー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害通院保険金 ★ゴルフファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (*) 「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	$\text{損害の額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)}$ (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額*の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">目撃者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> </tbody> </table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工業者 など (注1) 原則として、セルフプレー*中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。
区分	目撃者							
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)							
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)							
	②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りです。 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (*1) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。							

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
	<p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>署名または記名・押印が必要な方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技 以外の場合</td> <td> ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 </td> </tr> <tr> <td>公式競技 の場合</td> <td> ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技 以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技 の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	
区分	署名または記名・押印が必要な方							
公式競技 以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者							
公式競技 の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者							

2. 保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	保険金のお支払額
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 	など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) 	
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 	
傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的 他覚所見のないもの* 	
傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 	など
傷害通院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族*の故意による損害 ● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) 	など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ● ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の使用人(*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス 	など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

重要事項のご説明

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービスまたは社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービスまたは社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフアーク賠償責任保険特約	(a)本人 ^(※1) (b)本人 ^(※1) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフアーク傷害補償特約	本人 ^(※1) のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット7～9ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額……パンフレット7～9ページをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）……パンフレット9ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレット7～9ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレットの表紙または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット3ページの保険金額欄等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット3ページまたは加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、10月の口座振替でその全額を払い込む一時払となります。詳細はパンフレット3ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、年1回募集のため、原則中途加入・中途脱退（解約）はお取り扱いをしておりません。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」（パンフレット12ページ）をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービスまたは社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービスまたは社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、パナソニック保険サービスには告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】 他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の加入内容を変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービスまたは引受保険会社までご連絡ください。

■ゴルフ傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約^(*)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約^(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)傷害補償特約 その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、パンフレット3ページ記載の方法により払込みください。パンフレット3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット9ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガが発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット3ページ記載の方法により払込みください。パンフレット3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

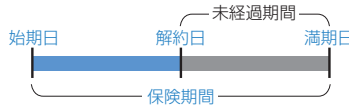
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳しくはパナソニック保険サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。

7. 解約と解約返れい金

■この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、年1回募集のため、原則中途加入・中途脱退(解約)はお取り扱いをしておりません。詳細はご加入のパナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお申出ください。

■脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



■始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお払込みいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

■引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

■この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)

■損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 特約の補償重複

<複数のご契約があるお客さまへ>

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約

10. 個人情報の取扱いについて

パンフレット18ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】パナソニック保険サービス株式会社 職域企画部
TEL: 0570-087-115 eメール: pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com
営業時間: 平日 9時~17時30分
(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日を除く)
社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)
こちらからアクセスできます
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なくパナソニック保険サービスCS部(裏表紙の保険金請求に関するお問い合わせ先)または下記にご連絡ください。

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

- ・受付時間(平日9時15分~17時(土日・祝日および年末年始を除きます))
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載のパナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

●ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合
- ・ご退職後、新規でOB団体ゴルファー保険に加入される場合

その他の事項のご説明

- ご加入に際してご注意いただきたい「その他の事項」を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

1. お申込時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 共同保険 本パンフレット裏表紙をご参照ください。

(2) 団体契約に関する注意事項

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

(3) 継続契約に関する注意事項

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(4) 保険金受取人に関する注意事項

●ゴルファー傷害補償特約の傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●ゴルファー傷害補償特約の傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

(5) 契約内容登録制度に関する注意事項

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

(6)加入者証の確認・保管 ご加入いただいた後、9月末頃に発送する加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(7)示談交渉に関する注意事項

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、ゴルフ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

2. 事故等が起こった場合の手続き

(1)保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(3)代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細はパナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

(4)保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)2)を終えて保険金をお支払いします。^(*)3)

(*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

団体ゴルファー保険 事故報告用紙

《Eメール》 pisj_cs_gg@gg.jp.panasonic.com 《社内ポストNo.》 618-03N 《電話》 06-6906-4573
 〒571-0057 大阪府門真市元町 2 番 6 号 Panasonic XC KADOMA 3 階 パナソニック保険サービス株式会社 C S 部 行

【個人情報について】

当社は、保険会社から保険業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。同意いただいた上で、ご提出ください。
 詳しくはホームページ記載の「当社の個人情報に関するお取扱いについて」(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>) をご参照ください。
 なお、保険金支払いに関する業務は保険会社が行います。各保険会社の個人情報の取扱いについては各保険会社のホームページをご参照ください。

※ 下記、太枠内をご記入の上、ご送付ください。(該当の□→☑チェック) ⇒ 保険会社より「保険金請求書類」を送付させていただきます。

作成日	年 月 日	証券番号	保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	確認者		
記入者名		保険期間	年 10 月 1 日から 1 年間	契約者名		パナソニックホールディングス株式会社	
		請求区分	<input type="checkbox"/> ホールインワン・アルバトロス <input type="checkbox"/> 傷害事故 <input type="checkbox"/> 賠償事故 <input type="checkbox"/> 用品事故				
加入者情報 (契約者)	フリガナ			加入者との続柄	<input type="checkbox"/> 加入者(契約者)と同じ <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他()		
	氏名				フリガナ		
	生年月日	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> H	年 月 日	才	氏名		
	社員番号 (Global ID)				生年月日	<input type="checkbox"/> T <input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> R 年 月 日 才	
会社名/所属			被保険者情報 (ケガをされた方) (賠償事故の場合 当事者名)	住所	〒 -		
電話番号	携帯			電話番号	携帯		
	自宅				自宅		
	職場携帯			メールアドレス	<input type="checkbox"/> 被保険者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外		
	職場外線			住所	宛先		
メールアドレス			保険金請求書類の 送付先	住所			
保険会社からの ご連絡先	お電話させていただく場合の連絡先をご指定ください(連絡時間: 平日 9:00 ~ 17:00) <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場携帯 <input type="checkbox"/> 職場外線 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> 被保険者携帯 <input type="checkbox"/> 被保険者自宅 <input type="checkbox"/> その他 (TEL :)			宛先			
事故日	年 月 日	事故発生地	ゴルフ場・練習場の名称				
			所在地				

事故状況 (具体的に、出来る限り詳細に)

() コース () 番ホール

※ホールインワン or アルバトロスの場合は目撃者の属性にチェックください (同伴プレイヤー以外、複数の場合はすべて)

同伴キャディ ゴルフ場の従業員 (別組のキャディ含む) 別組のプレイヤー その他 ()

傷害事故 / 賠償事故		用品事故		
おケガをされた方	<input type="checkbox"/> 被保険者氏名	クラブの種類		
	<input type="checkbox"/> お相手の氏名	クラブの名前	メーカー	モデル
おケガの部位	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 歯 <input type="checkbox"/> 顔 <input type="checkbox"/> 頸部 <input type="checkbox"/> 胸部 <input type="checkbox"/> 腹部 <input type="checkbox"/> 背部 <input type="checkbox"/> その他 ()	購入時期	年 月 頃	
	おケガの症状	<input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 切創 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> その他 ()	盗難の場合	警察へのお届け <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
医療機関			クラブ以外の盗難品	

《ご注意事項》… [必]事故受付時のご案内事項!

- ※ホールインワン or アルバトロスでキャディなしの場合は、必要書類の提出に加えて保険会社が事実確認を行います。
- ※用品損害は時価額での補償となります。(減価額は1年につき購入金額の10%が目安となります。)
 (全損・盗難の場合は事故時の時価額、分損の場合は時価額を限度にしての修理費が補償の対象となります。)
- ※用品の修理内容がわかる①領収書または見積書、②損害個所のわかる写真、③ゴルフ場の事故証明書等が必要です。
 (全損・修理不能の場合は、ゴルフショップ等による証明『修理不能証明書』が必要となります。)
- ※盗難の場合は、必ず警察への盗難届が必要です。(盗難届出書の原紙等の提出を求められる場合があります。)

PISJ使用欄	<input type="checkbox"/> MS <input type="checkbox"/> TMNF <input type="checkbox"/> SJ <input type="checkbox"/> なし

【書式1】【公式競技以外】第三者による証明の場合 【公式競技・公式競技以外】ビデオ映像、【公式競技】第三者による証明の場合は別書式を使用

年 月 日

ホールインワン・アルバトロス達成報告書

三井住友海上火災保険株式会社 宛

以下のホールインワンまたはアルバトロスの達成について、下記の同伴競技者、同伴競技者以外の第三者ならびにゴルフ場の証明を添えて、その事実を報告します。なお、各証明者に対して、貴社が直接照会することについて同意します。

達成者 (被保険者)	氏名	住所	TEL	()
達成日時	年 月 日	午前	午後	時 分頃
達成場所	住所			
	ゴルフ場・コース名	ホール番号	基準打数	距離
		番	パー	ヤード
達成内容	ホールインワン ・ アルバトロス			

ホールインワン・アルバトロス証明書

証明書は、達成を目撃した同伴競技者・同伴競技者以外の第三者およびゴルフ場の方がそれぞれ記入、ご押印ください。

※「目撃」とは、第1打（ホールインワン）または基準打数より3つ少ない打数の最終打（アルバトロス）で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

※「同伴キャディ」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、達成したときに達成者のゴルフ競技の補助者であったキャディをいいます。

1. 「同伴競技者」証明欄

(注) 同伴競技者のうち、1名の証明（ご署名、ご押印）が必要です。

上記達成報告書のとおり事実を目撃し、達成者とパー35以上の9ホールを正規にラウンドしたことを証明いたします。

氏名	住所	TEL	()
----	----	-----	-----

2. 「同伴競技者以外の第三者」証明欄

(注) 「同伴キャディ」の場合は①の欄に、「同伴キャディ以外」の場合は②の欄にご記入ください。

上記達成報告書のとおり事実を目撃し、以下の記載の内容に相違ないことを証明いたします。

①同伴キャディの場合

私は 同伴キャディ です。 氏名

②同伴キャディ以外の場合

私は { (ゴルフ場使用人) (ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者) (ゴルフ場内の売店運営業者) (ワン・オン・イベント業者) }
{ 先行・後続のバーディーのプレイヤー } (その他(詳細右記)) です。

目撃時の状況をご記入ください。(どちらで何をされていたのかを、なるべく詳しくご記入ください)

氏名	住所	TEL	()
----	----	-----	-----

3. 「ゴルフ場」証明欄

上記達成報告書のとおり事実を確認し、以下の記載の内容に相違ないことを証明いたします。

①上記「2. 「同伴競技者以外の第三者」証明欄①同伴キャディの場合」のキャディは当ゴルフ場の所属です。

②上記達成者は当ゴルフ場の「経営者」あるいは「使用人（臨時雇い含む）」ではありません。

③当ゴルフ場はゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有しています。

④上記達成について、ほかの保険会社への証明書の発行は次のとおりです。

〔無〕 ・ 〔有〕 (証明先保険会社名) : 発行日 年 月 日

住所	TEL	()	年 月 日
----	-----	-----	-------

ゴルフ場名 責任者氏名	印
----------------	---

※印の用語のご説明

用語	説明
アルパトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、なお、電話診療は含みません。
ギプス等	ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り、)およびハローベストをいいます。
顎(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状※(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
後遺障害	治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、パンフレット等記載の期間または日数とします。
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、パンフレット等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。) ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限り、 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
セルフプレー	キャディを伴わないでラウンドするプレーをいいます。
先進医療	手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目撃せずに、達成後にボールがカップインした状態のみを目撃した場合は該当しません。

個人情報の取扱いについて

■個人情報の取扱いに関するご案内(引受保険会社)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

■当社の個人情報に関するお取扱いについて(概要)

パナソニック保険サービス株式会社(以下、「当社」)は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 渡部 伸一
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2.個人情報保護管理者

情報システム部 部長 山高 進司

3.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4.個人情報の利用目的

【保険代理店業務に関する情報】

当社は、下表の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者(以下、「各社」)から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。

各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

損害保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 SOMPOダイレクト損害保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社 共栄火災海上保険株式会社 アニコム損害保険株式会社
生命保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社
少額短期保険業者	SBIB日本少額短期保険株式会社 東京海上ミレア少額短期保険株式会社	ジャパン少額短期保険株式会社 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社	Mysurance株式会社

【通話録音に関する情報】

(1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料送付等を行うためのご連絡先の確認に利用します。

(2)電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

【お問い合わせに関する情報】

お問い合わせに対するご回答に利用します。

【当社サービスの利用お申込み、キャンペーンお申込み、アンケートご回答に関する情報】

(1)当社サービスのご案内、ご提供のために利用します。

(2)キャンペーンの実施、キャンペーンに関するご案内・ご連絡、プレゼントの発送のために利用します。

(3)当社サービスの企画・開発、業務品質向上等のためのデータ分析や研修等に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5.個人情報の第三者への提供

当社は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(4)合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合

(5)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(6)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人情報を第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6.個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4.個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7.機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(以下、「センシティブ情報」)を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8.安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9.個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人情報、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、次のURLを参照してください。(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>)

10.個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4.個人情報の利用目的」に記載の業務の内、当社ではご提供できない場合もありますのでご了承ください。

11.当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL:06-6906-4573 Eメール: pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間: 平日 9時～17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)
--------------------	--



当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次のURLを参照してください。(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>)

改定日:2024年10月1日

保険金請求に関するお問い合わせ

もし事故が起きたり、ホールインワン・アルバトロスを達成したら…

直ちにパナソニック保険サービスまたは三井住友海上に次の事項をご連絡ください。

- 事故発生の日時・場所
- 被害者の住所・氏名
- 事故の状況・原因
- 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

■下記のいずれかの方法で、ご連絡をお願いします。

インターネットで

24時間受付

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

インターネット事故受付サービス
「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



eメールで

24時間受付

パンフレット15ページに記載の事故報告用紙に必要事項をご記入のうえ、パナソニック保険サービスCS部までメールしてください。

パナソニック保険サービス
事故報告専用アドレス pisj_cs_gg@gg.jp.panasonic.com

お電話で

24時間受付

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

本保険商品に関するお問い合わせ

パナソニック保険サービス株式会社 職域企画部

〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階
【TEL】0570-087-115 【eメール】pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com

営業時間：平日 9時～17時30分（土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日を除く）

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

お問い合わせは
こちら



●引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社〔幹事保険会社〕、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社
この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。（なお、引受割合についてはパナソニック保険サービスまでお問い合わせください。）